

特定非営利活動法人わらしべ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わらしべという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て世代を中心とした地域住民に対して、おさがり交換会や学び・体験の機会を提供することにより、ものを大切にする心と、人と人とのつながりを育み、子どもの健全育成と地域の助け合い文化の醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) おさがり交換会の企画・運営事業
- (2) 子育て支援・学び・体験に関する講座及びイベントの実施事業
- (3) 環境や資源循環に関する啓発事業
- (4) 地域団体・企業・行政等との連携事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員のみとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 入会を認めない場合には、速やかに、理由を付した書面をもって、当該申込みをした者にその旨を通知しなければならない。

(正会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第11条 既納の寄付金品及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に関し、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び予算並びにその変更

(5)事業報告及び決算

(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することがで

きる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)社員総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)寄付金品

(3)財産から生じる収益

(4)事業に伴う収益

(5)その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権

利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 稲吉 由香

副理事長 竹崎 なつき

同 鬼頭 美津代

監事 加藤 智江

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人わらしべ

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有 無
理事	イナヨシ ユカ 稲吉由香		有
理事	タケザキ ナツキ 竹崎なつき		無
理事	キトウ ミツヨ 鬼頭美津代		無
監事	カトウ トモエ 加藤智江		無

特定非営利活動法人わらしべ 設立趣旨書

近年、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。経済的負担の増加、子育ての孤立、情報過多による不安など、家庭だけでは抱えきれない問題が増えています。一方で、まだ使える子ども服やおもちゃが十分に活かされずに廃棄されてしまうなど、地域資源が循環しきれていない現状もあります。

私たち「おさがり交換会わらしべ」は、こうした課題に対し、子ども服・おもちゃ・絵本などの“おさがり”を持ち寄り、必要とする家庭へつなぐ市民活動として、地域での交流と支え合いを育んできました。活動を続ける中で、参加者からは「経済的に助かる」「地域に知り合いが増えた」「一人じゃないと感じられた」などの声が寄せられ、行政・企業・子育て支援団体との連携も広がっています。

これまでの活動をより安定的かつ継続的に実施し、公益性の高い取り組みとして発展させていくため、特定非営利活動法人として法人格を取得し、組織体制を整える必要があると判断しました。

なお、既存の任意団体「おさがり交換会わらしべ」は当面の間は活動を継続し、本法人はその理念を引き継ぎながら法人としての事業を段階的に展開していきます。また、設立時点において任意団体から本法人への財産の引き継ぎは行いません。

本法人は、次の目的をもって地域に貢献することを目指します。

1. 子ども服・おもちゃ・絵本などの再利用を促進し、家庭の経済的負担を軽減するとともに、地域全体で子どもを育てる環境づくりに寄与すること。
2. 親子向け講座や子育て支援イベントを通して、孤立しがちな家庭に、安心して参加できるつながりと学びの場を提供すること。
3. 子どもや保護者が社会参画する機会として、体験学習や地域貢献活動につながる講座等を提供し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援すること。

以上の趣旨に賛同いただく皆さまのご協力のもと、特定非営利活動法人わらしべを設立するものです。

2025年12月5日
特定非営利活動法人わらしべ
設立代表者 稲吉 由香

特定非営利活動法人わらしべ
2026年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、「ものを大切に、人と人が助け合い、想いが循環する社会」を育むことを基本理念とする。
市民活動として継続してきたおさがり交換会等の実績を基盤に、
特定非営利活動法人としての体制を整えながら、
子育て世代を中心とした地域住民が安心して参加できる学びと交流の場を提供する。

設立初年度は、活動の質の向上と安定的な運営を重視し、
理事・ボランティア・登録講師との連携を深めながら、
地域に根ざした継続的な事業実施を目指す。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額
(1) おさがり 交換会の企画・運営事業	子ども服・おもちゃ・ 絵本等を持ち寄り、必要とする家庭へつなぐ 循環型イベントを開催し、 ものを大切にする心と 地域のつながりを育む。	(A) 2026年4月～ 2027年3月 計14回程度 (B) 名古屋市内 各区。 三河エリア（安 城市内） (C) 理事3名、 ボランティア2 ～5名	(D) 子育て家 庭、地域住 民 (E) 1回あたり 20名～50名	159.8千円
(2) 子育て支援・学び体験に関する 講座及びイベントの実施事業	キッズセラピスト講座、くつえらび講座等、 子育て世代を対象とした学びと体験の機会を提供する。	(A) 通年 キッズ セラピスト講座 年4回 その他 講座 年2回 計6回程度 (B) 名古屋市内公 共施設、三河エ リア（安城市、 豊田市等） オンライン、協力 施設 (C) 理事・講師 計 3～5名程度	(D) 未就園児～ 小学生の親 子、子育て 中の保護者 (E) 1回あたり 10名～20名	講師謝礼等を含 む年間事業 費相当額 (外部講師 3 千円×5回程 度、内部講師 年6回程度) 15千円

(3) 環境や資源循環に関する啓発事業	本事業年度においては、単独事業としての実施予定はないが他事業と連動し情報発信を行う。	(A) — (B) — (C) —	(D) — (E) —	0千円
(4) 地域団体・企業・行政等との連携事業	他団体・企業・行政と連携し、地域イベント等への出展を通じて、活動の周知と地域交流の促進を図る。	(A) 2026年4月～2027年3月 年4回程度 (B) 三河エリア (豊田市3回、刈谷市1回) ※ 豊橋市実施調整中 (C) 理事・ボランティア 計3～6名程度	(D) 地域住民、イベント来場者 (E) 1回あたり50名～200名	30千円
(5) その他目的を達成するために必要な事業	本事業年度においては実施予定なし	(A) — (B) — (C) —	(D) — (E) —	0千円

特定非営利活動法人わらしべ
2027年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人は、「ものを大切にし、人と人が助け合い、想いが循環する社会」を育むことを基本理念とする。
市民活動として継続してきたおさがり交換会等の実績を基盤に、
特定非営利活動法人としての体制を整えながら、
子育て世代を中心とした地域住民が安心して参加できる学びと交流の場を提供する。

2027年度は、設立初年度に整えた運営体制を基盤として、

各事業の安定的な実施と内容の充実を図る。

おさがり交換会事業については、開催地域や連携先を意識し、

地域ニーズに応じた柔軟な運営を行う。

また、子育て支援・学び講座事業及び地域連携事業については、外部団体・講師との協力を進め、

継続性と実施体制の強化を目指す。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額
(1) おさがり 交換会の企画・運営事業	子ども服・おもちゃ・ 絵本等を持ち寄り、必要とする家庭へつなぐ 循環型イベントを開催し、 ものを大切にする心と 地域のつながりを育む。	(A) 2027年4月～ 2028年3月 計14回程度 (B) 名古屋市内 各区。 三河エリア（安 城市内） (C) 理事3名、 ボランティア2 ～5名	(D) 子育て家 庭、地域住 民 (E) 1回あたり 20名～50名	144.8千円
(2) 子育て支 援・学び体 験に関する 講座及びイ ベントの実 施事業	キッズセラピスト講 座、くつえらび講座 等、 子育て世代を対象とし た学びと体験の機会 を提供する。	(A) 通年 キッズ セラピスト講座 年4回 その他 講座 年2回 計6回程度 (B) 名古屋市内公 共施設、三河エ リア（安城市、 豊田市等） オンライン、協力 施設 (C) 理事・講師 計 3～5名程度	(D) 未就園児～ 小学生の親 子、子育て 中の保護者 (E) 1回あたり 10名～20名	講師謝礼等を 含む年間事業 費相当額 （外部講師 3 千円×5回程 度、内部講師 年6回程度） 15千円

(3) 環境や資源循環に関する啓発事業	本事業年度においては、単独事業としての実施予定はないが他事業と連動し情報発信を行う。	(A) — (B) — (C) —	(D) — (E) —	0千円
(4) 地域団体・企業・行政等との連携事業	他団体・企業・行政と連携し、地域イベント等への出展を通じて、活動の周知と地域交流の促進を図る。	(A) 2027年4月～2028年3月 年4回程度 (B) 三河エリア (豊田市3回、刈谷市1回) ※ 豊橋市実施調整中 (C) 理事・ボランティア 計3～6名程度	(D) 地域住民、イベント来場者 (E) 1回あたり50名～200名	30千円
(5) その他目的を達成するために必要な事業	本事業年度においては実施予定なし	(A) — (B) — (C) —	(D) — (E) —	0千円

活動予算書

法人成立の日から 2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	33,000	33,000	
2 受取助成金等			
受取助成金	100,000	100,000	
3 事業収益			
おさがり交換会企画・運営事業収	100,000		
講座・イベント実施事業収益	60,000		
事業収益		160,000	
4 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			293,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	49,800		
印刷製本費	20,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	15,000		
賃借料	75,000		
その他経費計	204,800		
事業費計		204,800	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	79,200		
給料手当			
法定福利費			
人件費計	79,200		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費	0		
消耗品費			
水道光熱費			
賃借料	0		
保険料			
租税公課			
雑費	10,000		
その他経費計	10,000		
管理費計		89,200	
経常費用計			294,000
当期正味財産増減額			△ 1,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 1,000

活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	33,000	33,000	
2 受取助成金等			
受取助成金	100,000	100,000	
3 事業収益			
おさがり交換会企画・運営事業収	100,000		
講座・イベント実施事業収益	60,000		
事業収益		160,000	
4 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			293,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	49,800		
印刷製本費	20,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	15,000		
賃借料	75,000		
その他経費計	189,800		
事業費計		189,800	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	79,200		
給料手当			
法定福利費			
人件費計	79,200		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費	0		
消耗品費			
水道光熱費			
賃借料	0		
保険料			
租税公課			
雑費	10,000		
その他経費計	10,000		
管理費計		89,200	
経常費用計			279,000
当期正味財産増減額			14,000
前期繰越正味財産額			△ 1,000
次期繰越正味財産額			13,000